

→ 総 目 次 ←

第 1 卷

◆一般補償基準編

第1章 総則 101

第2章 土地等の取得に係る補償 701

第3章 土地等の使用に係る補償 2601

第4章 土地等の取得又は土地等の使用により通常生ずる損失の補償 3101

第5章 土地等の取得又は土地等の使用に伴うその他の措置 7501

第6章 事業認定を受けた起業地に係る補償 7801

＜目 次＞

◇損失補償の義務者及び権利者	304
◇正当権利者	305
◇取得時効	351
第 5 条（個別払いの原則）	401
解説	402
◇個別見積が困難の意味	404
◇個別支払の原則	408
◇個別支払の例外	411
◇補償金の支払	451
第 6 条（損失補償の方法）	501
解説	502
◇金銭の意味	505
◇替地の補償	506
第 7 条（特殊な土地に対する損失の補償）	601
解説	602

第 2 章 土地等の取得に係る補償

第 1 節 土地の取得に係る補償

第 8 条（土地の補償額算定の基本原則）	701
解説	702
◇土地の構成物	705
◇事業予定と地価低下	709
◇事業予定と地価高騰	711
第 9 条（土地の正常な取引価格）	801
解説	814
◇土地の取得に係る補償	901
◇一画地の評価	934
第 9 条の 2（地価公示区域における土地の正常な取引価格 算定の準則）	1001

＜目 次＞

解説	1003
第10条（所有権以外の権利の目的となつてゐる土地に対する補償）	1101
解説	1102
第2節 土地に関する所有権以外の権利の消滅に 係る補償	
第11条（土地に関する所有権以外の権利の補償額算定の基 本原則）	1201
解説	1202
第12条（地上権、永小作権及び賃借権の正常な取引価格）	1301
解説	1302
◇借地権の価格	1311
◇耕作権の価格	1351
第13条（使用貸借による権利に対する補償）	1401
解説	1402
◇使用借権の消滅補償	1404
◇行政財産使用許可の取消の補償	1408
第14条（占有権）	1501
解説	1502
第3節 建物、土石砂れき、漁業権等の取得又は消 滅に係る補償	
第15条（建物等の取得に係る補償の基本原則）	1601
解説	1602
第16条（建物その他の工作物の取得に係る補償）	1701
解説	1707
第17条（立木の取得に係る補償）	1708
解説	1803
◇立木の取得補償	1805

目次

第18条（建物等に関する所有権以外の権利の消滅に係る補償）	1901
解説	1902
◇建物等の権利収用	1904
第19条（土石砂れきの取得に係る補償）	2001
解説	2002
第20条（漁業権等の消滅に係る補償）	2101
解説	2103
◇漁業権の正当権利者	2109
◇漁業補償金の性質	2110
◇漁業に対する侵害行為	2131
◆漁業補償算定要領	2201
第21条（鉱業権、租鉱権又は採石権の消滅に係る補償）	2301
解説	2305
◇鉱業権消滅補償	2312
◇採石権消滅補償	2315
第22条（温泉利用権の消滅に係る補償）	2401
解説	2403
◇温泉利用権消滅補償	2405
第23条（水を利用する権利等の消滅に係る補償）	2501
解説	2503
◇水利権消滅補償	2505の21

第3章 土地等の使用に係る補償

第24条（土地の使用に係る補償）	2601
解説	2602
◇使用借権の設定補償	2605
第25条（空間又は地下の使用に係る補償）	2701
解説	2723

＜目 次＞

◇土地の利用制限（阻害率）	2733
◇空間使用借権の設定補償.....	2781
◇地下の区分地上権設定補償.....	2801
◇使用後の原状回復.....	2804
第25条の2（土地の使用に代わる取得）	2851
解説.....	2852
◇土地の使用に代わる取得.....	2855
第26条（建物等の使用に係る補償）	2901
解説.....	2902
第27条（権利の制限に係る補償）	3001
解説.....	3003

第4章 土地等の取得又は土地等の使用によ り通常生ずる損失の補償

第1節 移転料

第28条（建物等の移転料）	3101
解説.....	3108
◇建物移転補償.....	3171
◇建物の関連移転補償.....	3231
◇建物移転料等補償制限物件.....	3233
◇建物移転料.....	3251
◇建物移転が未解決の場合の収用.....	3252
◇法令改善費.....	3254
第29条（移転困難な場合の建物等の取得）	3301
解説.....	3302
第29条の2（区分所有建物の取得等）	3351
解説.....	3361
第30条（移転料多額の場合の建物等の取得）	3401